

新

学 則

2026年4月1日

学校法人 京都建築学園
京都建築専門学校

京都建築専門学校 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は教育基本法並びに学校教育法にのっとり、工業専門課程を設置して建築に関する知識技術を教授し、あわせて社会人としての円滑な人格をもつ建築技術者を養成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は京都建築専門学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置を京都市上京区下立売通堀川東入東橋詰町174番地に置く。

(自己点検、評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める

第2章 課程、学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
工業専門課程	建 築 科	2 年	4 0 名	8 0 名	昼間
	建築科二部	2 年	4 0 名	8 0 名	夜間

(学年及び学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期を次のとおりとする。

前 期 4月1日から 9月30日まで
後 期 10月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は次のとおりとする。ただし、校長は特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- 1 土曜日・日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律で規定する日
- 3 夏期休業 7月21日から8月31日まで
- 4 冬期休業 12月21日から1月 7日まで
- 5 春期休業 3月16日から4月 7日まで
- 6 創立記念日 7月 1日

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業単位数)

第8条 本校の教育課程及び授業単位は、別表1のとおりとし。卒業までに履修させる授業単位は、建築科にあつては115単位以上、建築科二部にあつては88単位以上とする。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校の専門課程の授業科目の授業単位は、講義にあつては16時間をもって1単位、演習にあつては16時間をもって1単位、及び実験、実習、及び実技にあつては32時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第10条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(始業及び終業)

第11条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

昼間 9時20分から17時まで
夜間 18時20分から21時30分まで

(教職員組織)

第12条 本校に次の教職員を置く。

1 校長
2 教員 4名以上
3 講師 20名以上
4 事務職員 2名以上

校長は校務を掌り、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第13条 本校の入学資格は、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学時期)

第14条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

毎年 4月

(入学手続)

第15条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、第24条に定める入学選考料及び必要書類を添えて指定期日までに提出しなければならない。

- 2 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から指定された日以内に第24条の入学金を添え手続きをとらなければならない。
- 4 本校に入学を許可された者は、規定の誓約をし、保護者またはこれに代わる者を保証人として誓約書を提出しなければならない。

(転入学)

第16条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、本校の教育に支障がないと認められ、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(休学、復学)

第17条 学生が疾病、その他やむを得ない事由によって1ヶ月以上の休学をする場合は、所定の休学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第19条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

- 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、第1号様式による卒業証書を授与する

(称号の授与)

第20条 前条第1項により、工業専門課程建築科または工業専門課程建築科二部を修了した者には、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第131条の2」に基づき専門士（工業専門課程）の称号を授与する。

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第21条 本校の専門課程において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修の申請があった場合には、本校の教育に支障が無い限り、選考のうえ、科目等履修を許可することができる。

- 2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

第6章 賞 罰

(褒賞)

第22条 成績優秀にして他の模範となる者は、これを褒賞することができる。

(懲戒)

第23条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学、及び除籍とする。

3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

2 学力劣等で成業の見込みはないと認められる者。

3 正当な理由がなくて出席が常でない者。

4 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

第7章 授業料等

(納付金)

第24条 入学選考料、入学金、授業料、設備費及び教材費は次のとおりとする。

課程名	学科名(昼夜別)	入学選考料	入学金	授業料(年額)	設備費(年額)	教材費(年額)
工業専	建 築 科 (昼)	20,000円	150,000円	900,000円	180,000円	50,000円
門課程	建築科二部(夜)	15,000円	100,000円	440,000円	120,000円	50,000円

2 事前に告知し、研修費、安全管理費、資格講習費を別途徴収することがある。

(授業料等の返還)

第25条 既納の授業料等は、返還しない。ただし、授業料、設備費、教材費について、所定の期日までに、入学辞退届の提出があった場合は返還する。

第26条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料、設備費、教材費は徴収しない。

(除籍)

第27条 授業料その他の納付金を3ヶ月以上等を滞納した者は除籍することができる。

第8章 健康診断

(健康診断)

第28条 学校保健法第6条の規定に基づき、健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第9章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第29条 附帯教育事業として次のとおり別科を設置する。

科 名	修業期間	授業時数	総定員	備考
伝統建築研究科	6ヶ月	各科目20時間	各科目15名	夜間

2 別科の入学資格について履修能力があると認められた者とする。

3 別科の授業料、教育課程その他必要事項は、別に定める。

第10章 雑 則

(施行細則)

第30条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則
この学則は昭和51年5月1日から実施する。

附 則
この学則は昭和53年4月1日から実施する。

附 則
この学則は昭和55年4月1日から実施する。

附 則
この学則は昭和57年4月1日から実施する。

附 則
この学則は昭和59年4月1日から実施する。

附 則
この学則は昭和60年4月1日から実施する。

附 則
この学則は昭和62年4月1日から実施する。

附 則
この学則は昭和64年4月1日から実施する。

附 則
この学則は平成2年4月1日から実施する。

附 則
この学則は平成3年4月1日から実施する。

附 則
この学則は平成5年4月1日から実施する。

附 則
この学則は平成6年4月1日から実施する。

附 則
この学則は平成7年4月1日から実施する。
第16条による第1号様式、第2号様式および
第17条は平成7年2月9日から実施する。

附 則
この学則は平成14年4月1日から実施する。

附 則
この学則は平成15年8月1日から実施する。

附 則
1 この学則は平成20年9月10日から実施する。
2 第8条の規定にかかわらず、平成20年度以前
に入学した者は、なお従前の例による。
3 第9条の規定にかかわらず、平成21年度にお
いて平成21年度に入学した者は、18時35分
から21時40分までとする。なお、平成20
年度以前に入学した者は、なお従前の例による。

附 則
この学則は平成23年1月14日から実施する

附 則
この学則は平成27年4月1日から実施する

附 則
1 この学則は平成28年4月1日から実施する
2 第24条の規定にかかわらず、平成27年度以前
に入学した者は、なお従前の例による。

附 則
1 この学則は平成28年4月1日から実施する
(京建第250号)
2 第8条の規定にかかわらず、平成27年度以前に
入学した者は、なお従前の例による。

附 則
1 この学則は平成30年4月1日から実施する
(第1号様式)

附 則
この学則は令和3年4月1日から実施する

附 則
この学則は令和4年4月1日から実施する

附 則
1 この学則は令和5年4月1日から実施する
2 第24条の規定については令和6年4月1日から
実施する。令和5年度以前に入学した者は、従
前の例による。

附 則
1 この学則は令和6年4月1日から実施する
2 令和5年度以前に入学した者は、改正前の第7条
の規定による。

附 則
1 この学則は令和8年4月1日から実施する
2 第8条の規定については令和7年度以前に入学した
者は、従前の例による。

学校法人 京都建築学園 京都建築専門学校長 名 印	年 月 日	右の者は本校工業専門課程建築科 (二年)の所定の課程を修めその業を 終えたことを証し専門士(工業専門課 程)と称することを認める	校 印	第 号	卒 業 証 書	氏 名 年 月 日 生

第1号様式